

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定に係る手数料表

建築物の用途が工場等のみのもの

区分 床面積の合計(m ²)	金額(円)	
	審査+判定業務	
	モデル建物法	その他
～300	21,600	26,200
300以上～1,000	30,400	35,400
1,000以上～2,000	43,000	49,100
2,000以上～5,000	108,400	116,000
5,000以上～10,000	163,200	171,600
10,000以上～25,000	202,800	211,900
25,000以上～50,000	251,500	262,100
50,000以上	349,700	362,600

建築物の用途がその他のもの

区分 床面積の合計(m ²)	金額(円)	
	審査+判定業務	
	モデル建物法	その他
～300	99,200	259,000
300以上～1,000	126,300	324,500
1,000以上～2,000	166,200	418,900
2,000以上～5,000	269,000	597,700
5,000以上～10,000	351,100	736,200
10,000以上～25,000	421,900	870,100
25,000以上～50,000	495,000	992,600
50,000以上	641,100	1,237,700

●「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

●床面積の合計について

(1) 増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物になるものに限る。)又は改築の判定の場合

・増改築する部分以外の部分に省令第1条第1項第1号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除きます。

(2) 変更の判定に係る建築物の場合

・変更の判定の申請に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積

(門真市が行った直近の判定の評価方法を変更しない場合に限り、ただし変更する場合は判定に係る全ての床面積の合計が対象となります)

・判定に係る部分の床面積の増加を行う場合は、増加する部分の床面積と、増加する部分以外の床面積に1/2を乗じて得た面積の合計

(3) 軽微な変更該当する建築物の場合

・軽微な変更該当する部分の床面積の合計に1/2を乗じて得た面積